

平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則を次のように定める。

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 技能実習

第一節 技能実習計画（第三条―第二十三条）

第二節 監理団体（第二十四条―第五十五条）

第三節 補則（第五十六条）

第三章 外国人技能実習機構

第一節 役員等（第五十七条・第五十八条）

第二節 評議員会（第五十九条）

第三節 業務（第六十条―第六十三条）

第四節 補則（第六十四条・第六十五条）

第四章 雑則（第六十六条―第六十九条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

一 「第一号技能実習」とは、第一号企業単独型技能実習及び第一号団体監理型技能実習をいう。

二 「第二号技能実習」とは、第二号企業単独型技能実習及び第二号団体監理型技能実習をいう。

三 「第三号技能実習」とは、第三号企業単独型技能実習及び第三号団体監理型技能実習をいう。

四 「第一号技能実習生」とは、第一号企業単独型技能実習生及び第一号団体監理型技能実習生をいう。

五 「第二号技能実習生」とは、第二号企業単独型技能実習生及び第二号団体監理型技能実習生をいう。

六 「第三号技能実習生」とは、第三号企業単独型技能実習生及び第三号団体監理型技能実習生をいう。

七 「入国後講習」とは、法第二条第二項第一号及び同条第四項第一号に規定する講習をいう。

八 「取次送出機関」とは、外国の送出機関（法第二十三条第二項第六号に規定する外国の送出機関をいう。以下同じ。）であつて団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込み（以下「団体監理型技能実習の申込み」という。）を本邦の監理団体に取次ぐものをいう。

九 「外国の準備機関」とは、技能実習生になろうとする者の外国における準備に關与する外国の機関（取次送出機関を除く。）をいう。

十 「外部監査」とは、法第二十五条第一項第五号ロ（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する役員の監理事業に係る職務の執行の監査をいう。

十一 「技能実習事業年度」とは、技能実習に關する事業年度をいい、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わるものとする。

（密接な関係を有する外国の公私の機関）

第二条 法第二条第二項第一号の公私の機関は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 本邦の公私の機関（法第二条第二項第一号に規定する本邦の公私の機関をいう。次号において同じ。）と引き続き一年以上の国際取引の実績又は過去一年間に十億円以上の国際取引の実績を有する機関

二 前号に掲げるもののほか、本邦の公私の機関と国際的な業務上の提携を行っていることその他の密接な関係を有する機関として出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めるもの

第二章 技能実習

第一節 技能実習計画

（密接な関係を有する複数の法人）

第三条 法第八条第一項の主務省令で定める密接な関係を有する複数の法人は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 同一の親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。）をもつ複数の法人

二 前号に掲げるもののほか、その相互間に密接な関係を有する複数の法人として出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めるもの（技能実習計画の認定の申請）

第四条 法第八条第一項の認定の申請は、別記様式第一号による申請書の正本一部及び副本一部を提出して行わなければならない。

2 団体監理型技能実習に係る法第八条第一項の認定の申請にあつては、当該申請をしようとする者は、実習監理を受ける監理団体から同条第四項に規定する指導を受けたことについて、前項の申請書に当該監理団体の証明を受けなければならない。

（技能実習計画の認定の通知）

第五条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣（法第十二条第一項の規定により外国人技能実習機構（以下「機構」という。）に同項に規定する認定事務を行わせる場合にあつては機構。第十七条第一項及び第十八条第二項において同じ。）は、法第八条第一項の認定をしたときは、その旨を当該認定を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記様式第二号による認定通知書に前条第一項の申請書の副本を添えて行うものとする。

（技能実習評価試験）

第六条 法第八条第二項第六号の主務省令で指定する試験は、別表第一のとおりとする。

（技能実習計画の記載事項）

第七条 法第八条第二項第十号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 申請者が既に法第十七条の規定による届出を行っている場合は、当該届出に係る実習実施者届出受理番号

二 法人にあつては、その役員の役職名及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。第二十六条第一号において同じ。）

三 申請者の業種

四 技能実習責任者（法第八条第二項第七号に規定する技能実習の実施に関する責任者をいう。以下同じ。）の役職名

五 技能実習指導員（第十二条第一項第二号の規定により選任された技能実習指導員をいう。以下同じ。）及び生活指導員（同項第三号の規定により選任された生活指導員をいう。以下同じ。）の氏名及び役職名

六 技能実習生の生年月日、年齢及び性別

七 第三号技能実習に係るものである場合は、次のいずれかに該当する事項

イ 第二号技能実習の終了後第三号技能実習の開始までの間に本国に一時帰国した場合

又は一時帰国する予定である場合にあつては、その一時帰国の期間又は一時帰国する予定の期間

ロ 第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一時帰国した後、休止している技能実習を再開する予定である場合にあつては、その一時帰国する予定の期間

ハ 第二号技能実習に係るものである場合は第一号技能実習に係る技能実習計画、第三号技能実習に係るものである場合は第二号技能実習に係る技能実習計画において定めた目標の達成状況

九 団体監理型技能実習に係るものである場合は、監理団体の許可番号、許可の別、監理責任者（法第四十条第一項に規定する監理責任者をいう。以下同じ。）の氏名、担当事業所の名称及び所在地並びに技能実習計画の作成の指導を担当する者の氏名

十 団体監理型技能実習であつて取次送出機関があるものに係る場合は、当該取次送出機関の氏名又は名称

（技能実習計画の添付書類）

第八条 法第八条第三項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人の場合にあつては申請者の登記事項証明書 直近の二事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びにその役員の住民票の写し（営業に關し成年者と同じの行為能力を有しない未成年者である役員については、当該役員及びその法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為並びにその役員の住民票の写し）、法人でない場合にあつては申請者の住民票の写し及び納税申告書の写し

二 申請者の概要書

三 技能実習生に技能実習を行わせることに係る申請者の誓約書

四 技能実習生の旅券その他の身分を証する書類の写し及び履歴書

五 技能実習責任者の履歴書並びに就任承諾書及び技能実習に係る誓約書の写し

六 技能実習指導員の履歴書並びに就任承諾書及び技能実習に係る誓約書の写し

七 生活指導員の履歴書並びに就任承諾書及び技能実習に係る誓約書の写し

八 団体監理型技能実習に係るものである場合
にあつては、当該技能実習計画に基づく団体
監理型技能実習に係る取次送出機関の誓約書
九 団体監理型技能実習に係るものである場合
にあつては、監理団体と申請者の間の実習監
理に係る契約の契約書又はこれに代わる書類
の写し

十 団体監理型技能実習に係るものである場合
にあつては、団体監理型技能実習生と取次送
出機関の間に締結された団体監理型技能実習
に係る契約の契約書の写し

十一 企業単独型技能実習に係るものである場
合にあつては、申請者と企業単独型技能実習
生となつてする者が本国において所属する
機関の関係を明らかにする書類及び当該機関
が作成した企業単独型技能実習生の派遣に係
る証明書

十二 外国の準備機関がある場合にあつては、
当該外国の準備機関の概要書及び誓約書

十三 技能実習生との間で締結した雇用契約の
契約書及び雇用条件書の写し

十四 技能実習生に対する報酬の額が日本人が
従事する場合の報酬の額と同等以上であるこ
とを説明する書類

十五 企業単独型技能実習に係るものである場
合にあつては申請者が、団体監理型技能実習
に係るものである場合にあつては監理団体が、
宿泊施設が適正であることを確認したこと
を明らかにする書類

十六 食費、居住費その他名目のいかんを問わ
ず技能実習生が定期に負担する費用の内訳及
び当該費用が適正であることを説明する書類

十七 企業単独型技能実習に係るものである場
合にあつては申請者又は第二条の外国の公私
の機関が、団体監理型技能実習に係るもので
ある場合にあつては申請者、監理団体又は取
次送出機関が、技能実習の期間中の待遇につ
いて技能実習生に説明し、かつ、技能実習生
がこれを十分に理解したことを明らかにする
書類

十八 開発途上地域等への技能、技術又は知識
(以下「技能等」という。)の移転による国際
協力の推進という技能実習の制度の趣旨(以
下単に「制度の趣旨」という。)を理解した
こと並びに第十条第二項第三号ハ及び第六号
イに該当することを明らかにする技能実習生
の作成に係る書類

十九 団体監理型技能実習に係るものである場
合にあつては、団体監理型技能実習の申込み
の取次ぎ又は外国における団体監理型技能実
習の準備に関し団体監理型技能実習生が取次
送出機関又は外国の準備機関に支払った費用
の額及び内訳並びに団体監理型技能実習生が
これを十分に理解したことを明らかにした書
類

二十 技能実習を行わせる理由を記載した書類
二十一 団体監理型技能実習に係るものである
場合にあつては、第十条第二項第三号へに規
定する推薦に係る推薦状

二十二 第二号技能実習に係るものである場合
にあつては、基礎級の技能検定(職業能力開
発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第
四十四条第一項の技能検定をいう。以下同
じ。)又はこれに相当する技能実習評価試験
(法第八条第二項第六号に規定する技能実習
評価試験をいう。以下同じ。)に合格したこと
を技能検定又は技能実習評価試験の実施者
が証明する書面の写し

二十三 第三号技能実習に係るものである場合
にあつては、三級の技能検定又はこれに相当
する技能実習評価試験の実技試験に合格した
ことを技能検定又は技能実習評価試験の実施
者が証明する書面の写し

二十四 第三号技能実習に係るものである場合
にあつては、第十六条第二項の規定を受ける必
要がある場合にあつては、第十五条の基準を
満たすことを明らかにする書類

二十五 申請者が法第八条第一項の認定を受け
ている技能実習計画に係る技能実習生の名簿

二十六 その他必要な書類
(技能実習計画の認定の手数料)

第九条 法第八条第五項(法第十一条第二項にお
いて準用する場合を含む。)の主務省令で定め
る額は、一件につき三千九百円とする。

第十条 法第九条第二号(法第十一条第二項にお
いて準用する場合を含む。)の主務省令で定め
る基準のうち技能実習の目標に係るものは、次
の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各
号に定めるとおりとする。

一 第一号技能実習 次のいずれかを掲げるも
のであること。
イ 修得をさせる技能等に係る基礎級の技能
検定又はこれに相当する技能実習評価試験
の実技試験及び学科試験の合格

二 第二号技能実習 習熟をさせる技能等に係
る三級の技能検定又はこれに相当する技能実
習評価試験の実技試験の合格を掲げるもので
あること。

三 第三号技能実習 熟達をさせる技能等に係
る二級の技能検定又はこれに相当する技能実
習評価試験の実技試験の合格を掲げるもので
あること。

法第九条第二号(法第十一条第二項において
準用する場合を含む。)の主務省令で定める基
準のうち技能実習の内容に係るものは、次のと
おりとする。

一 修得、習熟又は熟達(以下「修得等」とい
う。)をさせる技能等が次のいずれにも該当
するものであること。
イ 同一の作業の反復のみによつて修得等
できるものではないこと。

二 第二号技能実習及び第三号技能実習にあ
つては、別表第二に掲げる職種及び作業
(以下「移行対象職種・作業」という。)に
係るものであること。

三 従事させる業務について、次のいずれにも
該当するものであること。
イ 当該業務の性質及び当該業務に従事させ
るに当たつての実習環境その他の環境に照
らし、外国人に技能実習として行わせるこ
とが適当でないことと認められるものでないこ
と。

四 技能実習を行わせる事業所において通常
行われている業務であり、当該事業所に備
えられた技能等の修得等に必要素材、材
料等を用いるものであること。

ハ 移行対象職種・作業に係るものにあつて
は、次に掲げる業務の区分に応じ、当該業
務に従事させる時間が、それぞれ次に掲げ
る条件に適合すること。

(1) 必須業務(技能実習生が修得等をしよ
うとする技能等に係る技能検定又はこれ
に相当する技能実習評価試験の試験範囲
に基づき、技能等を修得等するために必
ず行わなければならない業務をいう。以
下このハにおいて同じ。)業務に従事さ
せる時間全体の二分の一以上であること。

(2) 関連業務(必須業務に従事する者によ
り当該必須業務に関連して行われること
のある業務であつて、修得等をさせよう
とする技能等の向上に直接又は間接に寄
与する業務をいう。)業務に従事させる
時間全体の二分の一以下であること。

(3) 周辺業務(必須業務に従事する者が当
該必須業務に関連して通常携わる業務
(2)に掲げるものを除く。)をいう。
業務に従事させる時間全体の三分の一
以下であること。

二 移行対象職種・作業に係るものにあつて
は、ハ(1)から(3)までに掲げる業務
について、それぞれ、従事させる時間のう
ち十分の一以上を当該ハ(1)から(3)
までに掲げる業務に関する安全衛生に係る
業務に充てること。

ホ 移行対象職種・作業に係るものでないも
のにあつては、従事させる業務に関する安
全衛生に係る業務を行わせること。
ヘ ハからホまでに掲げるもののほか、技能
実習の期間を通じて業務の構成が、技能実
習の目標に照らして適切なものであるこ
と。

三 技能実習生が次のいずれにも該当する者で
あること。
イ 十八歳以上であること。

ロ 制度の趣旨を理解して技能実習を行おう
とする者であること。

ハ 本国に帰国後本邦において修得等をした
技能等を要する業務に従事することが予定
されていること。

ニ 企業単独型技能実習に係るものである場
合にあつては、申請者の外国にある事業所
又は第二条の外国の公私の機関の外国にあ
る事業所の常勤の職員であり、かつ、当該
事業所から転勤し、又は出向する者である
こと。

ホ 団体監理型技能実習に係るものである場
合にあつては、本邦において従事しようと
する業務と同種の業務に外国において従事
した経験を有すること又は団体監理型技能
実習に従事することを必要とする特別な事
情があること。

二 技能実習生が次のいずれにも該当する者で
あること。
イ 十八歳以上であること。

ロ 制度の趣旨を理解して技能実習を行おう
とする者であること。

へ 団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては、当該者が国籍又は住所を有する国又は地域（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第百十九号。以下「入管法」という。）第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）の公的機関（政府機関、地方政府機関又はこれらに準ずる機関をいう。以下同じ。）から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること。

ト 第三号技能実習に係るものである場合にあっては、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 第二号技能実習の終了後本国に一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。

(2) 第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以上以内に技能実習を休止して一年以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。

チ 同じ技能実習の段階（第一号技能実習、第二号技能実習又は第三号技能実習の段階をいう。）に係る技能実習を過去に行ったことがないこと（やむを得ない事情がある場合を除く。）。

四 申請者が次のいずれにも該当する者であること。

イ 制度の趣旨を理解して技能実習を行わせようとする者であること。

ロ 第二号技能実習に係るものである場合にあっては、当該技能実習計画に係る技能実習生に第一号技能実習を行わせた者であること（第一号技能実習を行わせた者が第二号技能実習を行わせたことができない場合、第一号技能実習を行わせた者が第二号技能実習を行わせることが適当でない場合その他やむを得ない事情がある場合を除く。）。

五 外国の準備機関又はその役員が、過去五年以内に、技能実習を行わせようとする者に不正に法第八条第一項若しくは第十一条第一項の認定を受けさせる目的、監理事業を行おうとする者に不正に法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可若しくは法第三十一条第二項の更新を受けさせる目的、出入国

若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に關し外国人に不正に出入管理法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印（入管法第九条第四項の規定による記録を含む。以下同じ。）若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは入管法第四章第一節若しくは第二節若しくは第五章第三節の二の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行っていないこと。

六 技能実習の実施に關し次のいずれにも該当すること。

イ 技能実習生等（技能実習生又は技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な關係を有する者が、当該技能実習生等が本邦において行う技能実習に關連して、保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしないこと。

ロ 申請者又は外国の準備機関（団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者、監理団体、取次送出機関又は外国の準備機関）が、他のこれらの者との間で、技能実習生等が本邦において行う技能実習に關連して、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしていないこと。

ハ 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者及び監理団体が、技能実習に關連して、技能実習生に対する暴行、脅迫、自由の制限その他人権を侵害する行為が行われていないことを定期的に確認すること。

ニ 団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）が団体監理型技能実習の申込みの取

次ぎ又は外国における団体監理型技能実習の準備に關して取次送出機関又は外国の準備機関に支払う費用につき、その額及び内訳を十分に理解してこれらの機関との間で合意していること。

七 第一号技能実習に係るものである場合にあっては、入国後講習が次のいずれにも該当するものであること。

イ 第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体が、自ら又は他の適切な者に委託して、座学（見学を含む。ハにおいて同じ。）により実施するものであること。

ロ 科目が次に掲げるものであること。

(1) 日本語

(2) 本邦での生活一般に関する知識

(3) 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報（専門的な知識を有する者（第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者又は監理団体に所屬する者を除く。）が講義を行うものに限る。）

(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識

ハ その総時間数（実施時間が八時間を超える日については、八時間として計算する。）が、技能実習生が本邦において行う第一号技能実習の予定時間全体の六分の一以上（当該技能実習生が、過去六月以内に、本邦外において、ロ(1)、(2)又は(4)に掲げる科目につき、一月以上の期間かつ百六十時間以上の課程を有し、座学により実施される次のいずれかの講習（以下「入国前講習」という。）を受けた場合にあっては、十二分の一以上）であること。

(1) 第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体が、自ら又は他の適切な者に委託して実施するもの

(2) 外国の公的機関又は教育機関（第一号企業単独型技能実習に係るものにあっては、これらの機関又は第二条の外国の公

私の機関）が行うものであつて、第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体において、その内容が入国後講習に相当すると認めたもの

ニ 第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあってはロ(3)に掲げる科目、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては全ての科目について、修得させようとする技能等に係る業務に従事させる期間より前に行われ、かつ、当該科目に係る入国後講習の期間中は技能実習生を業務に従事させないこと。

ハ 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣（法第五十三条に規定する事業所管大臣をいう。以下同じ。）が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

三 複数の職種及び作業に係る技能実習計画である場合には、主たる職種及び作業（複数の職種及び作業のうち最も技能実習の時間が長いものをいう。以下同じ。）以外の職種及び作業については、法第九条第二号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習の目標に係るものは、第一項の規定にかかわらず、次のいずれかを掲げるものであること。

一 修得等をしようにする技能等に係る基礎級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験及び学科試験の合格

二 修得等をしようにする技能等に係る三級若しくは二級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格

三 修得等をすべき技能等を要する具体的な業務ができるようになること及び当該技能等に関する知識の修得等を内容とするもの（当該技能等に係る業務に従事する時間に照らし適切なものに限る。）

四 前項に規定する場合には、法第九条第二号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習の内容に係るものは、第二項各号に掲げるもの

は、これらの機関又は第二条の外国の公

（技能実習生の待遇の基準）

第十四条 法第九条第九号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者又は監理団体が、技能実習生のための適切な宿泊施設を確保していること。

二 第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者又は監理団体が、手当の支給その他の方法により、第一号技能実習生が入国後講習に専念するための措置を講じていること。

三 団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、法第二十八条第二項の規定により監理費として徴収される費用について、直接又は間接に団体監理型技能実習生に負担させないこととしていること。

四 食費、居住費その他名目のいかんを問わず技能実習生が定期に負担する費用について、当該技能実習生が、当該費用の対価として供与された食事、宿泊施設その他の利益の内容を十分に理解した上で申請者との間で合意しており、かつ、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であること。

四の二 技能実習生に対する報酬を、当該技能実習生の指定する銀行その他の金融機関に対する当該技能実習生の預金口座若しくは貯金口座への振込み又は当該技能実習生に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われることとしていること。

五 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（第三号技能実習に係る基準）

第十五条 法第九条第十号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次に掲げる事項を総合的に評価して、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすと認められるものであることとする。

一 技能等の修得等に係る実績
二 技能実習を行わせる体制
三 技能実習生の待遇
四 出入国又は労働に関する法令への違反、技能実習生の行方不明者の発生その他の問題の発生状況

五 技能実習生からの相談に応じることその他の技能実習生に対する保護及び支援の体制及び実施状況
六 技能実習生と地域社会との共生に向けた取組の状況

（技能実習生の数）

第十六条 法第九条第十一号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める数は、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 企業単独型技能実習（次号に規定するものを除く。）
第一号技能実習生について申請者の常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。以下この条において同じ。）の総数に二十分の一を乗じて得た数、第二号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に十分の一を乗じて得た数

二 企業単独型技能実習（この号で定める数の企業単独型技能実習生を受け入れた場合においても継続的かつ安定的に企業単独型技能実習を行わせることができる体制を有するものと出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めたものに限る。）又は団体監理型技能実習
第一号技能実習生について次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数（その数が申請者の常勤の職員の総数を超えるときは、当該常勤の職員の総数）、第二号技能実習生について同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数に二を乗じて得た数を超えて得た数）

申請者の常勤の職員の総数	技能実習生の数
三百一人以上	申請者の常勤の職員の総数の二十分の一
二百一人以上二百人以下	十五人
百一人以上二百人以下	十人

五十一人以上百人以下	六人
四十一人以上五十人以下	五人
三十一人以上四十人以下	四人
三十人以下	三人

2 前項の規定にかかわらず、企業単独型技能実習にあっては申請者が前条の基準に適合する者である場合、団体監理型技能実習にあっては申請者が同条の基準に適合する者であり、かつ、監理団体が一般監理事業に係る監理許可（法第二十条第十項に規定する監理許可をいう。以下同じ。）を受けた者である場合には、法第九条第十一号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める数は、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 前項第一号に規定する企業単独型技能実習
第一号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に十分の一を乗じて得た数、第二号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に五分の一を乗じて得た数、第三号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に十分の三を乗じて得た数

二 前項第二号に掲げる技能実習
同号の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ、第一号技能実習生について同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数を超えるときは、当該常勤の職員の総数）、第二号技能実習生について同表の下欄に定める数に四を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数に二を乗じて得た数を超えて得た数）

3 前二項の規定にかかわらず、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る技能実習である場合には、法第九条第十一号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める数は、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める数とする。

4 前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能実習生に当該各号に定める技能実習を行う

わせようとし、又は行われている場合であつて当該技能実習生を受け入れ、又は受け入れることにより前三項で定める数を超えるときは、法第九条第十一号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める数は、前三項で定める数（第二項の規定により第一項で定める数を超えて技能実習生を受け入れているときは、同項で定める数又は現に受け入れている技能実習生の数のいずれか少ない数）に当該技能実習生の数を加えた数とする。

一 他の実習実施者が技能実習を行つていないが困難となつた第一号技能実習生であつて申請者が引き続き技能実習を行う機会を与えるもの
第一号技能実習又は第二号技能実習
二 他の実習実施者が技能実習を行つていないが困難となつた第二号技能実習生であつて申請者が引き続き技能実習を行う機会を与えるもの
第二号技能実習
三 他の実習実施者が技能実習を行つていないが困難となつた第三号技能実習生であつて申請者が引き続き技能実習を行う機会を与えるもの
第三号技能実習
四 申請者が技能実習を行つていない第一号技能実習生であつて第一号技能実習の開始後に特別な事情が生じたにもかかわらず申請者の下で引き続き技能実習を行うことを希望するもの
第二号技能実習
（技能実習に関する業務を適正に行うことができない者）

第十六条の二 法第十条第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（軽微な変更）

第十七条 法第十一条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更であつて、申請者が当該変更があつた旨を当該変更があつたことを証する書類とともに別記様式第三号により出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に届け出たものとする。

一 技能実習の目標の変更
二 技能実習の内容のうち職種及び作業に係るものの変更
三 前二号に掲げるもののほか、認定計画（法第十一条第一項に規定する認定計画をいう。

以下同じ。）に従った技能実習の実施に実質的な影響を与える変更

- 2 団体監理型技能実習に係る前項の届出を行おうとする者は、実習監理を受ける監理団体の指導に基づき、当該届出をしなければならない。（技能実習計画の変更の認定申請等）

第十八条 法第十一条第一項の規定による技能実習計画の変更の認定の申請は、別記様式第四号による申請書の正本一部及び副本一部を提出して行わなければならない。

- 2 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、法第十一条第一項の認定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

- 3 前項の通知は、別記様式第五号による変更認定通知書に第一項の申請書の副本を添えて行うものとする。

- 4 法第十一条第二項において準用する法第八条第三項の主務省令で定める書類は、第八条各号に掲げる書類のうち変更しようとする事項に係るものとする。

（職員の身分証明書）

第十九条 法第十三条第二項（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、第五十条に規定する場合を除き、別記様式第六号によるものとする。

（実施の届出）

第二十条 法第十七条の届出は、別記様式第七号によるものとする。

- 2 法第十七条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
- 二 技能実習計画の認定番号及び認定年月日
- 三 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣（法第十八条第一項の規定により機構に法第十七条の届出の受理に係る事務を行わせる場合にあっては機構）は、同条の届出を受理したときは、別記様式第八号により、その旨を届出者に通知するものとする。

（技能実習を行わせることが困難となった場合の届出等）

第二十一条 法第十九条第一項の届出は、別記様式第九号によるものとする。

- 2 法第十九条第一項及び第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 届出者の実習実施者届出受理番号、氏名又は名称及び住所
- 二 技能実習計画の認定番号、認定年月日及び技能実習の区分

- 三 技能実習生の氏名、国籍、生年月日、年齢及び性別
- 四 技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因
- 五 技能実習生の現状
- 六 技能実習の継続のための措置

（帳簿書類）

第二十二条 法第二十条の主務省令で定める帳簿書類は、次のとおりとする。

- 一 技能実習生の管理簿
- 二 認定計画の履行状況に係る管理簿
- 三 技能実習生に従事させた業務及び技能実習生に対する指導の内容を記録した日誌
- 四 企業単独型実習実施者にあつては、入国前講習及び入国後講習の実施状況を記録した書類

- 五 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める書類

- 2 法第二十条の規定により前項の帳簿書類を技能実習を行わせる事業所に備えて置かなければならない期間は、技能実習生が技能実習を終了した日から一年間とする。

（実施状況報告）

第二十三条 法第二十一条第一項の技能実習の実施の状況に関する報告書は、技能実習事業年度ごとに、別記様式第十号により、技能実習の実施状況を記載し、翌技能実習事業年度の五月三十一日までに提出するものとする。

- 2 団体監理型技能実習に係る前項の報告書の作成は、実習監理を受ける監理団体の指導に基づいて行わなければならない。

第二節 監理団体（許可の申請）

第二十四条 法第二十三条第二項の申請は、別記様式第十一号による申請書の正本一部及び副本二部を提出して行わなければならない。

（外国の送出機関）

第二十五条 法第二十三条第二項第六号（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 団体監理型技能実習生の本邦への送出に関する事業を行う事業所が所在する国又は地域

の公的機関から団体監理型技能実習の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐことができるものとして推薦を受けていること。

- 二 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者のみを適切に選定し、本邦への送出を行うこととしていること。

三 団体監理型技能実習生等から徴収する手数料その他の費用について算出基準を明確に定めて公表するとともに、当該費用について団体監理型技能実習生等に対して明示し、十分に理解させることとしていること。

- 四 団体監理型技能実習を修了して帰国した者が修得等をした技能等を適切に活用できるよう、就職先のあっせんその他の必要な支援を行うこととしていること。

五 団体監理型技能実習を修了して帰国した者による技能等の移転の状況等について法務大臣及び厚生労働大臣又は機構が行う調査に協力することとしていることその他法務大臣及び厚生労働大臣又は機構からの技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する要請に応じることとしていること。

六 当該機関又はその役員が禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

- 七 第一号に規定する国又は地域の法令に従って事業を行うこととしていること。
- 八 当該機関又はその役員が、過去五年以内に、次に掲げる行為をしていないこと。

イ 技能実習に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他の技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者の金銭その他の財産を管理する行為

ロ 技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をする行為

- ハ 技能実習生等に対する暴行、脅迫、自由の制限その他人権を侵害する行為
- ニ 技能実習を行わせようとする者に不正に法第八条第一項若しくは第十一条第一項の認定を受けさせる目的、監理事業を行おうとする者に不正に法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可若しくは法第

三十一条第二項の更新を受けさせる目的、出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に不正に入管法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは入管法第四章第一節若しくは第二節若しくは第五章第三節の二の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行行し、又は提供する行為

九 団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを行うに当たり、団体監理型技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他団体監理型技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者が、団体監理型技能実習に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産を管理されていないこと及び団体監理型技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしていないことについて、団体監理型技能実習生になろうとする者から確認することとしていること。

- 十 前各号に掲げるもののほか、団体監理型技能実習の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐために必要な能力を有するものであること。

（申請書の記載事項）

第二十六条 法第二十三条第二項第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 役員（役員名及び法人番号）
- 二 責任役員（監理事業に責任を有する役員をいう。以下同じ。）の氏名
- 三 法第二十五条第一項第五号ロの措置（以下「外部監査の措置」という。）を講ずる場合にあっては外部監査を行う者（以下「外部監査人」という。）の氏名又は名称、講じない場合にあっては指定外部役員（第三十条第二項の規定により指定された役員をいう。以下同じ。）の氏名

四 法人の種類

五 団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等

- 六 取次ぎを受けずに団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合にあっては、当該

団体監理型技能実習の申込みを受ける方法の概要

七 監理事業を開始する予定年月日

八 団体監理型技能実習生からの相談に応じる体制の概要

(申請書の添付書類)

第二十七条 法第二十三条第三項（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 法第二十三条第一項の許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）の登記事項証明書、定款又は寄附行為並びに直近の二事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

二 監理事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類

三 申請者の概要書

四 監理事業を行う事業所ごとの個人情報情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程の写し

五 監理事業を行う事業所ごとの監理団体の業務の運営（監理費の徴収を含む。）に係る規程の写し

六 申請者が作成した団体監理型技能実習に係る誓約書

七 申請者の役員の住民票の写し（営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である役員については、当該役員及びその法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為並びにその役員の住民票の写し）及び履歴書

八 監理責任者の住民票の写し、履歴書並びに就任承諾書及び団体監理型技能実習に係る誓約書の写し

九 外部監査の措置を講ずる場合にあっては、外部監査人の概要書並びに就任承諾書及び団体監理型技能実習に係る誓約書の写し

十 外部監査の措置を講じない場合にあっては、指定外部役員の就任承諾書及び団体監理型技能実習に係る誓約書の写し

十一 外国の送出機関から団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類

イ 外国の送出機関の概要書

ロ 外国の送出機関が所在する国又は地域において事業を行うことを証する書類

ハ 申請者と外国の送出機関との間に締結された申請者が当該外国の送出機関から団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けることに係る契約の契約書の写し

ニ 外国の送出機関が団体監理型技能実習生から徴収する費用の算出基準を記載した書類

ホ 外国の送出機関の団体監理型技能実習に係る誓約書

ヘ 第二十五条第一号に規定する推薦を受けたことを明らかにする推薦状その他の推薦をした国又は地域の公的機関の作成に係る書類

十二 技能実習計画の作成の指導に従事する者の履歴書

十三 一般監理事業の許可の申請に係る場合にあっては、第三十一条の基準を満たすことを明らかにする書類

十四 船員（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第六条第一項に規定する船員をいう。）である団体監理型技能実習生に係る実習監理を行う場合にあっては、同法第三十四条第一項の許可を受けていることを証する書面

十五 その他必要な書類

2 法第二十三条第三項（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により添付すべき事業計画書は、別記様式第十二号によるものとする。

第二十八条 法第二十三条第七項の主務省令で定める額は、二千五百円（監理事業を行う事業所の数が二以上の場合にあっては、九百円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に二千五百円を加えた額）とする。

2 法第二十四条第五項の主務省令で定める額は、四万七千五百円（監理事業を行う事業所の数が二以上の場合にあっては、一万七千五百円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に四万七千五百円を加えた額）とする。

第二十九条 法第二十五条第一項第一号（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の主務省令で定める法人は、次のとおりとする。

一 商工会議所（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該商工会議所の会員である場合に限る。）

二 商工会（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該商工会の会員である場合に限る。）

三 中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体をいう。）（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該中小企業団体の組合員又は会員である場合に限る。）

四 職業訓練法人

五 農業協同組合（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該農業協同組合の組合員であつて農業を営む場合に限る。）

六 漁業協同組合（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該漁業協同組合の組合員であつて漁業を営む場合に限る。）

七 公益社団法人

八 公益財団法人

九 前各号に掲げる法人以外の法人であつて、監理事業を行うことについて特別の理由があり、かつ、重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いているもの

2 前項の規定にかかわらず、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る団体監理型技能実習を実習監理する場合における法第二十五条第一項第一号の主務省令で定める法人は、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める法人とする。

(外部役員及び外部監査人)

第三十条 法第二十五条第一項第五号イ（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める密接な関係を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 申請者が実習監理を行う団体監理型実習実施者若しくはその役員若しくは職員であり、又は過去五年以内にこれらの方であった者

二 過去五年以内に申請者が実習監理を行った団体監理型実習実施者の役員若しくは職員であり、又は過去五年以内にこれらの方であった者

三 前二号に規定する者の配偶者又は二親等以内の親族

四 社会生活において密接な関係を有する者であつて、指定外部役員による次項に規定する確認の公正が害されるおそれがあると認められるもの

2 申請者は、外部監査の措置を講じないときは、前項に規定する密接な関係を有する者以外の役員（責任役員を除く。）であつて次の各号のいずれにも該当するものの中から、団体監理型実習実施者に対する監査その他の申請者の業務が適正に実施されているかの確認を担当する役員を指定するものとする。

一 過去三年以内に外部役員に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者であること。

二 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 申請者の役員（監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する者及び指定外部役員に指定されている者を除く。）若しくは職員又は過去五年以内にこれらの方であつた者

ロ 申請者の構成員（申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む者に限る。）若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの方であつた者

ハ 実習実施者（申請者が実習監理を行う団体監理型実習実施者を除く。）又はその役員若しくは職員

ニ 監理団体（申請者を除く。）の役員（監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する者及び指定外部役員に指定されている者を除く。）又は職員

ホ 申請者が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受ける外国の送出機関若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの方であつた者

ヘ イからホまでに掲げる者のほか、申請者又はその役員、職員若しくは構成員と社会生活において密接な関係を有すること、過去に技能実習に關して不正又は著しく不当な行為を行った者であることその他の事情によりこの項に規定する確認の公正が害されるおそれがあると認められる者

指定外部役員は、前項に規定する確認を、次に掲げる方法により、監理事業を行う各事業所につき三月に一回以上の頻度で行い、その結果を記載した書類を作成するものとする。

一 責任役員及び監理責任者から報告を受けること。

二 申請者の事業所においてその設備を確認し、及び帳簿書類その他の物件を閲覧すること。

4 法第二十五条第一項第五号ロ（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める密接な関係を有しない者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 第一項第一号から第三号までに掲げる者であつて、外部監査の公正が害されるおそれがあると認められる者

5 法第二十五条第一項第五号ロ（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する者であつて外部監査を適切に行う能力を有するものであることとする。

一 過去三年以内に外部監査人に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者であること。

二 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 申請者の役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であつた者

ロ 申請者の構成員（申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む者に限る。）若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であつた者

ハ 実習実施者（申請者が実習監理を行う団体監理型実習実施者を除く。）又はその役員若しくは職員

ニ 監理団体（申請者を除く。）又はその役員若しくは職員

ホ 申請者が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受ける外国の送出機関若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であつた者

ヘ 法第二十六条第五号イからニまでのいずれかに該当する者

ト 法人であつて、法第二十六条各号のいずれかに該当するもの又はその役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

チ イからトまでに掲げる者のほか、申請者又はその役員、職員若しくは構成員と社会生活において密接な関係を有すること、過去に技能実習に関して不正又は著しく不当な行為を行った者であることその他の事情

により外部監査の公正が害されるおそれがあると認められる者

6 外部監査は、次に定めるところにより行うものとする。

一 団体監理型実習実施者に対する監査その他の申請者の業務が適正に実施されているかどうかについて、第三項各号に掲げる方法により、監理事業を行う各事業所につき三月に一回以上の頻度で確認し、その結果を記載した書類を申請者に提出すること。

二 団体監理型実習実施者に対する監査が適正に実施されているかどうかについて、申請者が行う第五十二条第一号の規定による監査に監理事業を行う各事業所につき一年に一回以上同行することにより確認し、その結果を記載した書類を申請者に提出すること。

（一般監理事業の許可に係る基準）

第三十一条 法第二十五条第一項第七号（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次に掲げる事項を総合的に評価して、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められるものであることとする。

一 団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制及び実施状況

二 実習監理する団体監理型技能実習における技能等の修得等に係る実績

三 出入国又は労働に関する法令への違反、団体監理型技能実習生の行方不明者の発生その他の問題の発生状況

四 団体監理型技能実習生からの相談に応じることその他の団体監理型技能実習生に対する保護及び支援の体制及び実施状況

五 団体監理型技能実習生と地域社会との共生に向けた取組の状況

（労働条件等の明示）

第三十二条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第五号の三第三項の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五号の三第三項の規定により明示された従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）の範囲内で従事すべき業務の内容等を特定する場合

二 団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五号の三第三項の規定により明示された従事すべき業務の内容等を削除する場合

三 従事すべき業務の内容等を追加する場合

2 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五号の三第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 前項第一号の場合において特定する従事すべき業務の内容等

二 前項第二号の場合において削除する従事すべき業務の内容等

三 前項第三号の場合において追加する従事すべき業務の内容等

3 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五号の三第四項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 団体監理型技能実習生等が従事すべき業務の内容に関する事項

二 労働契約の期間に関する事項

三 就業の場所に関する事項

四 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項

五 賃金（臨時に支払われる賃金、賞与及び労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第八条各号に掲げる賃金を除く。）の額に関する事項

六 健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）による厚生年金、労働者災害補償保険法（昭和四十九年法律第十六号）による雇用保険（昭和四十九年法律第十六号）による雇用保険の適用に関する事項

七 団体監理型技能実習生等を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項

4 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五号の三第四項の主務省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項（以下この項及び次項において「明示事項」という。）が明らかとなる次のいずれかの方法とする。

ただし、技能実習職業紹介（監理団体の実習監理を受ける団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型技能実習を行わせようとする者をいう。以下同じ。）のみを求人者とし、当該監理団体の実習監理に係る団

体監理型技能実習生等のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における技能実習に係る雇用関係の成立をあっせんすることをいう。以下同じ。）の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、明示事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

一 書面の交付の方法

二 次のいずれかの方法によることを書面被交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この条及び第三十五条第三項において同じ。）が希望した場合における当該方法

イ ファクシミリを利用してする送信の方法

ロ 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下「電子メール等」という。）の送信の方法（当該書面被交付者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

5 前項第二号イの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同号ロの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録された時に、それぞれ当該書面被交付者に到達したものとみなす。

6 団体監理型実習実施者等は、団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五号の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等に関する記録を、当該明示に係る技能実習職業紹介が終了する日（当該明示に係る技能実習職業紹介が終了する日以降に当該明示に係る労働契約を締結しようとする者にあつては、当該明示に係る労働契約を締結する日）までの間保存しなければならない。

（求人等に関する情報の的確な表示）

第三十二条の二 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五号の四第一項の主務省令で定める方法は、書面の交付の方法、ファクシミリを利用してする送信の方法

若しくは電子メール等の送信の方法又は著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第八号に規定する放送、同項第九号の二に規定する有線放送若しくは同項第九号の五に規定する自動公衆送信装置その他電子計算機と電気通信回線を接続してする方法その他これらに類する方法とする。

2 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の四第一項の主務省令で定める情報は、次のとおりとする。

一 自ら又は団体監理型実習実施者等に関する情報

二 法に基づく業務の実績に関する情報

3 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の四第三項の規定により、求人等に関する情報を提供するに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該情報の提供を依頼した者又は当該情報に自らに関する情報が含まれる者から、当該情報の提供の中止又は内容の訂正の求めがあったときは、遅滞なく、当該情報の提供の中止又は内容の訂正をすること。

二 当該情報が正確でない、又は最新でないことを確認したときは、遅滞なく、当該情報の提供を依頼した者にその内容の訂正の有無を確認し、又は当該情報の提供を中止すること。

三 次に掲げるいずれかの措置

イ 団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対し、定期的に求人又は団体監理型技能実習生等に関する情報が最新かどうかを確認すること。

ロ 求人又は団体監理型技能実習生等に関する情報の時点を明らかにすること。

（求人申込みを受理しない場合）

第三十三条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の六第一項第三号の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）第一条第一号又は第三号に掲げる法律の規定に違反する行為（労働基準法施行規則第二十五条の二第二項並びに第三十四条の三第一項及び第二項の規定に違反する行為を含む。以下この号において「違反行為」という。）をした

場合であつて、法第二十七条第二項の規定によりみなして適用する職業安定法第五条の六第二項の規定による報告の求め（以下この項において「報告の求め」という。）により、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ 技能実習職業紹介に関する求人の申込み

の時にあって、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において当該違反行為と同一の規定に違反する行為（ロにおいて「同一違反行為」という。）をしたことがある場合その他当該違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがある場合に限る。）。

ロ 当該違反行為に係る事件について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第二百三十三条第一項（同法第二百一十一条及び第二百六条において準用する場合を含む。）若しくは第二百四十六条の規定による送致又は同法第二百四十二条の規定による送付（以下このロにおいて「送致等」という。）が行われ、その旨の公表が行われた場合であつて、次のいずれかに該当すること。

(1) 当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であつて、当該違反行為の是正が行われた日から当該送致等の日までの期間（二）において「経過期間」という。）が六月を超えるときに限る。）であつて、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時にあって、当該送致等の日から起算して六月を経過していないこと。

(2) 当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であつて、当該違反行為の是正が行われた日から当該送致等の日までの期間（二）において「経過期間」という。）が六月を超えるときに限る。）であつて、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時にあって、当該送致等の日から起算して六月を経過していないこと。

（当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であつて、経過期間が六月を超えないときに限る。）であつて、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時にあって、当該送致等の日から起算して一年から経過期間を減じた期間が経過していないこと。

(3) 当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合を除く。）又は当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われていない場合であつて、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時にあって、当該送致等の日から起算して一年を経過していないこと、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月が経過していないこと。

二 団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令第一条第二号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第四十八条の第三項の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ 技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時にあって、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行つた場合であつて、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時にあって、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

三 団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令第一条第四号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ 技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時にあって、当該違反行為の是正が行わ

れていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行つた場合であつて、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時にあって、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

四 団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令第一条第五号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十三号）第三十条の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ 技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時にあって、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過して六月を経過していないこと。

ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行つた場合であつて、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時にあって、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

五

団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令第一条第六号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五十六条の二の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ 技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時にあって、当該違反行為の是正が行わ

れていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行つた場合であつて、技能実習職業紹介に関する求人申込みの時にあって、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

2 監理団体が、法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の六第一項ただし書の規定により技能実習職業紹介に関する求人申込みを受理しないときは、団体監理型実習実施者等に対し、その理由を説明しなければならない。

（取扱職種の範囲等の届出等）

第三十四条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第一項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、法第二十三条第二項の申請又は法第三十二条第三項の規定による届出と併せて、別記様式第十一号又は別記様式第十七号により行うものとする。

2 法務大臣及び厚生労働大臣は、法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第三項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、監理団体に對し、取扱職種の範囲等の変更を命令するときは、別記様式第十三号により通知するものとする。

（取扱職種の範囲等の明示等）

第三十五条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十三（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、団体監理型実習実施者等の情報（技能実習職業紹介に係るものに限る。）及び団体監理型技能実習生等の個人情報取扱に関する事項とする。

2 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十三（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による明示は、技能実習職業紹介に関する求人申込み又は求職の申込みを受理した

後、速やかに、第三十二条第四項各号のいずれかの方法により行わなければならない。ただし、技能実習職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれら方法によることができない場合において、当該明示すべき事項（次項において「明示事項」という。）をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

3 第三十二条第四項第一号イの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同号ロの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録された時に、それぞれ当該書面被交付者に到達したものとみなす。

（主務大臣の指導等）

第三十六条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十三条の六の規定により法務大臣及び厚生労働大臣が行う指導、助言及び勧告は、書面により行うものとする。

第三十七条 法第二十八条第二項の主務省令で定める適正な種類及び額は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、監理費の徴収方法は同表の上欄に掲げる種類に應じて同表の下欄に定めるとおりとする。

種類	額	徴収方法
職業紹介者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあつてに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超える額	団体監理型実習実施者等から求人申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から徴収する。	団体監理型実習実施者等から徴収する。
講習費（第一号）	監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及	入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入

監理型技能実習に要する費用にあっては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から徴収する。

監査指導 団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超える額

その他諸経費 正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超える額

（許可証）

第三十八条 法第二十九条第一項（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の許可証（以下単に「許可証」という。）は、別記様式第十四号によるものとする。

2 法第二十九条第三項（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第十五号による申請書の正本一部及び副本二部を提出しなければならない。

3 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該事実のあつた日から十日以内に、第一号から第三号までの場合にあつては監理事業を行う全ての事業所に係る許可証、第四号の場合にあつては廃止した事業所に係る許可証、第五号の場合にあつては発見し、又は回復した許可証を返納しなければならない。

一 許可が取り消されたとき。
二 許可の有効期間が満了したとき。

三 監理事業を廃止したとき。

四 監理事業を行う事業所を廃止したとき。

五 許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

4 許可証の交付を受けた者が合併により消滅したときは、合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者は、当該事実のあつた日から十日以内に、監理事業を行う全ての事業所に係る許可証を返納しなければならない。

（長期の有効期間が認められる者）

第三十九条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号。以下「政令」という。）第二十一条第三号及び第五号の主務省令で定める基準は、従前の監理事業に係る許可の有効期間において法第三十六条第一項又は第三十七条第三項の規定による命令を受けていないこととする。

（許可の有効期間の更新の手数料）

第四十条 法第三十一条第四項の主務省令で定める額は、九百円に監理事業を行う事業所の数を乗じて得た額とする。

2 法第三十一条第五項において準用する法第二十四条第五項の主務省令で定める額は、一万七千円に監理事業を行う事業所の数を乗じて得た額とする。

（許可の有効期間の更新の申請等）

第四十一条 法第三十一条第五項において準用する法第二十三条第二項の申請は、許可の有効期間が満了する日の三月前までに、別記様式第十一号による申請書の正本一部及び副本二部を提出して行わなければならない。

2 更新後の許可証の交付は、更新前の許可証と引換えに行うものとする。

（更新申請書の記載事項）

第四十二条 法第三十一条第五項において準用する法第二十三条第二項第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第二十六条各号（第七号を除く。）に掲げる事項

二 監理団体の許可年月日及び許可番号（変更の許可の申請等）

第四十三条 法第三十二条第二項において準用する法第二十三条第二項の申請は、別記様式第十六号による申請書の正本一部及び副本二部を提出して行わなければならない。

2 変更後の許可証の交付は、変更前の許可証と引換えに行うものとする。

(事業区分変更許可申請書の記載事項)

第四十四条 法第三十二条第二項において準用する法第二十三条第二項第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第二十六条各号(第七号を除く。)に掲げる事項

二 監理団体の許可年月日及び許可番号

三 特定監理事業から一般監理事業への事業の区分の変更に係るものにあつては、一般監理事業を開始する予定日及び変更の理由

四 一般監理事業から特定監理事業への事業の区分の変更に係るものにあつては、一般監理事業を終える予定日及び変更の理由

(変更の許可の手数料)

第四十五条 法第三十二条第二項において準用する法第二十三条第七項の主務省令で定める額(一般監理事業への事業の区分の変更に係るものに限る。)は、二千五百円(監理事業を行う事業所の数が二以上の場合にあつては、九百円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に二千五百円を加えた額)とする。

2 法第三十二条第二項において準用する法第二十四条第五項の主務省令で定める額(一般監理事業への事業の区分の変更に係るものに限る。)は、四万七千五百円(監理事業を行う事業所の数が二以上の場合にあつては、一万七千五百円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に四万七千五百円を加えた額)とする。

(軽微な変更)

第四十六条 法第三十二条第三項の主務省令で定めるものは、法第二十三条第二項各号(第四号を除く。)に掲げる事項のうち監理事業の実施に実質的な影響を与えない変更とする。

(変更の届出等)

第四十七条 法第三十二条第三項の規定による届出は、別記様式第十七号によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の届出に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合にあつては、別記様式第十七号による申請書の正本一部及び副本二部を提出しなければならない。

3 法第三十二条第三項の主務省令で定める書類は、法第二十五条第一項各号に掲げる事項を証する書面及び第二十七条各号に掲げる書類のうち事業所の新設によつて変更を生ずる事項に係るものとする。

4 法第三十二条第三項後段に規定する場合以外の場合には、第一項に規定する届出書又は第二項に規定する申請書には、監理事業を行う事業所ごとの監理事業に係る事業計画書、法第二十五条第一項各号に掲げる事項を証する書面及び第二十七条各号に掲げる書類のうち変更があつた事項に係るものを添付しなければならない。

(技能実習の実施が困難となった場合の届出等)

第四十八条 法第三十三条第一項の規定による届出は、別記様式第十八号によるものとする。

2 法第三十三条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 届出者の許可番号、名称及び住所

二 団体監理型技能実習の実施が困難となった団体監理型実習実施者の実習実施者届出受理番号、氏名又は名称及び住所

三 第二十一条第二項第二号から第五号までに規定する事項

四 第二号に規定する団体監理型実習実施者による団体監理型技能実習の継続のための措置

五 届出者による団体監理型技能実習の継続のための措置

六 法第十九条第二項の規定による通知を受けた場合にあつては、前各号に掲げるもののほか、当該通知の年月日その他当該通知に係る事項

(休廃止の届出等)

第四十九条 法第三十四条第一項の規定による届出は、別記様式第十九号によるものとする。

2 法第三十四条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 届出者の許可番号、許可年月日、名称及び住所

二 監理事業を行う事業所の名称及び所在地

三 廃止又は休止の予定日

四 監理事業を休止しようとする場合にあつては、その範囲及び期間

五 廃止又は休止の理由

六 直近の監理事業に係る許可の有効期間において実習監理を行った団体監理型技能実習に係る事項

七 実習監理をする団体監理型技能実習が現に行われている場合にあつては、届出者による当該団体監理型技能実習の継続のための措置

第一項の届出をして監理事業の全部又は一部を休止した者は、休止した監理事業を再開しようとするときは、あらかじめ、機構を経由し

て、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

(職員の身分証明書)

第五十条 法第三十五条第二項において準用する法第十三条第二項の身分を示す証明書(法百四十四条第一項に規定する報告徴収等のみを担当する職員の身分を示す証明書に限る。)は、別記様式第二十号によるものとする。

(事業の区分の職権変更)

第五十一条 法務大臣及び厚生労働大臣は、法第三十七条第二項の規定により職権で一般監理事業に係る監理許可を特定監理事業に係るものに変更するときは、別記様式第二十一号により、その旨を監理団体に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた監理団体は、速やかに、許可証の書換えを受けなければならない。

(監理団体の業務の実施に関する基準)

第五十二条 法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 団体監理型実習実施者が認定計画に従つて団体監理型技能実習を行わせているか、出入国又は労働に関する法令に違反していないかどうかその他の団体監理型技能実習の適正な実施及び団体監理型技能実習生の保護に関する事項について、監理責任者の指揮の下に、次に掲げる方法(法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものである場合にあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める方法、その他団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上次に掲げる方法のうちにある方法)によることが著しく困難なものである場合にあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める方法、その他団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上次に掲げる方法のうちにある方法)により、団体監理型技能実習の実施が適正であることと認めること。

二 前項の通知を受けた監理団体は、速やかに、許可証の書換えを受けなければならない。

(監理団体の業務の実施に関する基準)

第五十二条 法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 団体監理型実習実施者が認定計画に従つて団体監理型技能実習を行わせているか、出入国又は労働に関する法令に違反していないかどうかその他の団体監理型技能実習の適正な実施及び団体監理型技能実習生の保護に関する事項について、監理責任者の指揮の下に、次に掲げる方法(法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものである場合にあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める方法、その他団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上次に掲げる方法のうちにある方法)によることが著しく困難なものである場合にあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める方法、その他団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上次に掲げる方法のうちにある方法)により、団体監理型技能実習の実施が適正であることと認めること。

二 前項の通知を受けた監理団体は、速やかに、許可証の書換えを受けなければならない。

(監理団体の業務の実施に関する基準)

第五十二条 法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 団体監理型実習実施者が認定計画に従つて団体監理型技能実習を行わせているか、出入国又は労働に関する法令に違反していないかどうかその他の団体監理型技能実習の適正な実施及び団体監理型技能実習生の保護に関する事項について、監理責任者の指揮の下に、次に掲げる方法(法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものである場合にあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める方法、その他団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上次に掲げる方法のうちにある方法)によることが著しく困難なものである場合にあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める方法、その他団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上次に掲げる方法のうちにある方法)により、団体監理型技能実習の実施が適正であることと認めること。

二 前項の通知を受けた監理団体は、速やかに、許可証の書換えを受けなければならない。

(監理団体の業務の実施に関する基準)

二 団体監理型実習実施者の事業所においてその設備を確認し、及び帳簿書類その他の物件を閲覧すること。

ホ 団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習を行わせている団体監理型技能実習生の宿泊施設その他の生活環境を確認すること。

二 団体監理型実習実施者が法第十六条第一項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めるときは、監理責任者の指揮の下に、直ちに、前号に規定する監査を適切に行うこと。

三 第一号団体監理型技能実習にあつては、監理責任者の指揮の下に、一月に一回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従つて団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認(団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法による確認)を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行うこと。

四 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしないこと。

五 外国の送出国との間で団体監理型技能実習の申込みの取次ぎに係る契約を締結するときは、当該外国の送出国が、団体監理型技能実習生等の本邦への送出国に連関して、団体監理型技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他団体監理型技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者の金銭その他の財産を管理せず、かつ、団体監理型技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしないことを確認し、その旨を契約書に記載すること。

六 団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受ける場合にあつては、当該取次ぎが外国の送出国からのものであること。

七 第一号団体監理型技能実習にあつては、認定計画に従つて入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させないこと。

八 法第八条第四項(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する指導に

二 団体監理型実習実施者の事業所においてその設備を確認し、及び帳簿書類その他の物件を閲覧すること。

ホ 団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習を行わせている団体監理型技能実習生の宿泊施設その他の生活環境を確認すること。

二 団体監理型実習実施者が法第十六条第一項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めるときは、監理責任者の指揮の下に、直ちに、前号に規定する監査を適切に行うこと。

三 第一号団体監理型技能実習にあつては、監理責任者の指揮の下に、一月に一回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従つて団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認(団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法による確認)を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行うこと。

四 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしないこと。

五 外国の送出国との間で団体監理型技能実習の申込みの取次ぎに係る契約を締結するときは、当該外国の送出国が、団体監理型技能実習生等の本邦への送出国に連関して、団体監理型技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他団体監理型技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者の金銭その他の財産を管理せず、かつ、団体監理型技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしないことを確認し、その旨を契約書に記載すること。

六 団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受ける場合にあつては、当該取次ぎが外国の送出国からのものであること。

七 第一号団体監理型技能実習にあつては、認定計画に従つて入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させないこと。

八 法第八条第四項(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する指導に

当たっては、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設（法第十一、二条第二項において準用する場合にあっては、これらのうち変更しようとする事項に係るものに限る。）を实地に確認するほか、次に掲げる観点から指導を行うこと。この場合において、ロに掲げる観点からの指導については、修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員にこれを担当させること。

イ 技能実習計画を法第九号各号に掲げる基準及び出入国又は労働に関する法令に適合するものとする観点

ロ 適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点

ハ 技能実習を行わせる環境を適切に整備する観点

九 その実習監理に係る団体監理型技能実習生の第十号第二項第三号に規定する一時帰国に要する旅費及び団体監理型技能実習の終了後の帰国に要する旅費を負担するとともに、団体監理型技能実習の終了後の帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずること。

十 その実習監理に係る団体監理型技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行わないこと。

十一 技能実習を行わせようとする者に不正に法第八号第一項若しくは第十一号第一項の認定を受けさせる目的、不正に法第二十三号第一項若しくは第三十二号第一項の許可若しくは法第三十一号第二項の更新を受ける目的、出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に不正に入管法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは入管法第四章第一節若しくは第二節若しくは第五章第三節の二の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行わないこと。

十二 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしないこと。

十三 法第三十七号第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、機構に当該事実を報告すること。

十四 その実習監理に係る団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

十五 監理団体の業務の運営（監理費の徴収を含む。）に係る規程を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下この号において同じ。）により公衆の閲覧に供すること。ただし、監理団体の事業の規模が著しく小さい場合その他の電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合にあつては、これに代えて事業所内の一般の閲覧に便利な場所に当該規程を掲示すること。

十六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る団体監理型技能実習の実習監理を行うものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（監理責任者）

第五十三号 法第四十号第一項の監理責任者は、監理事業を行う事業所ごとに、監理団体の常勤の役員又は職員の中から、当該事業所に所属する者であつて監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有するものを選任しなければならぬ。

2 監理責任者は、過去三年以内に監理責任者に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者でなければならぬ。

3 監理事業を行う事業所において実習監理を行う団体監理型実習実施者と密接な関係を有する者として次に掲げる者が当該事業所の監理責任者となる場合にあつては、当該監理責任者は当該団体監理型実習実施者に対する実習監理に関与してはならず、当該事業所には、他に当該団体監理型実習実施者に対する実習監理に関与することができない監理責任者を置かなければならない。

一 当該事業所において実習監理を行う団体監理型実習実施者若しくはその役員若しくは職員であり、又は過去五年以内にこれらの者であつた者

二 前号に規定する者の配偶者又は二親等以内の親族

三 前二号に掲げるもののほか、当該事業所において実習監理を行う団体監理型実習実施者と社会生活において密接な関係を有する者であつて、実習監理の公正が害されるおそれがあると認められるもの

（帳簿書類）

第五十四号 法第四十一号の主務省令で定める帳簿書類は、次のとおりとする。

一 実習監理を行う団体監理型実習実施者及びその実習監理に係る団体監理型技能実習生の管理簿

二 監理費に係る管理簿

三 団体監理型技能実習に係る雇用関係の成立のあつてに係る管理簿

四 第五十二号第一号及び第二号の規定による団体監理型技能実習の実施状況の監査に係る書類

五 入国前講習及び入国後講習の実施状況を記録した書類

六 第五十二号第三号の規定による指導の内容を記録した書類

七 団体監理型技能実習生から受けた相談の内容及び当該相談への対応を記録した書類

八 外部監査の措置を講じている監理団体にあつては第三十号第六号各号に規定する書類、外部監査の措置を講じていない監理団体にあつては同条第三項に規定する書類

九 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める書類

2 法第四十一号の規定により前項の帳簿書類を監理事業を行う事業所に備えて置かなければならない期間は、団体監理型技能実習の終了の日から一年間とする。

（監査報告等）

第五十五号 法第四十二号第一項の監査報告書は、別記様式第二十二号によるものとする。

2 法第四十二号第二項の事業報告書は、技能実習事業年度ごとに、別記様式第二十三号による、監理事業の実施状況を記載し、翌技能実習事業年度の五月三十一日までに提出するものとする。

3 法第四十二号第二項の事業報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 直近の事業年度に係る監理団体の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

二 前条第一項第六号に掲げる書類の写し

三 外部監査の措置を講じている監理団体にあつては、報告年度における第三十号第六号各号に規定する書類の写し

第三節 補則

（技能実習評価試験の基準等）

第五十六号 法第五十二号第二項に規定する主務省令で定める技能実習評価試験の基準は、次のとおりとする。

一 技能実習生が修得等をした技能等について公正に評価すること。

二 技能実習の区分に応じて、等級に区分して行うこと。

三 実技試験及び学科試験によつて行うこと。

四 職員、設備、業務の実施方法その他の試験実施者の体制を、技能実習評価試験を適正かつ確実に実施するために適切なものとする。

五 前各号に掲げるもののほか、公正な技能実習評価試験の実施のために必要な措置を講ずること。

第三章 外国人技能実習機構

第一節 役員等

（理事の任命及び解任の認可申請）

第五十七号 機構の理事長は、法第七十一号第二項又は第七十四号第二項の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 任命し、又は解任しようとする理事の氏名、住所及び履歴

二 任命しようとする理事が次のいずれにも該当しないことの誓約

イ 法第七十三号又は第七十五号本文に該当すること。

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当すること。

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当すること。

三 任命し、又は解任しようとする理由 (役員の兼職の承認申請) 第五十八条 役員は、法第七十五条ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 その役員となるようとする営利を目的とする団体の名称及び事業内容又はその従事しようとする営利事業の名称及び内容 二 兼職の期間並びに執務の場所及び方法 三 兼職を必要とする理由 第二節 評議員会 (評議員の任命及び解任の認可申請) 第五十九条 機構の理事長は、法第八十四条第一項又は第八十五条の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 任命し、又は解任しようとする評議員の氏名、住所及び履歴 二 任命しようとする評議員が第五十七条第二号ロ又はハに該当しないことの誓約 三 任命し、又は解任しようとする理由 第三節 業務 (手数料を徴収しない業務) 第六十条 法第八十七条第六号の主務省令で定める業務は、同条第一号ロ及びハに掲げる業務及びこれらに附帯する業務とする。 (業務の委託の認可申請) 第六十一条 機構は、法第八十八条第一項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 委託しようとする相手方の氏名又は名称及び住所 二 委託しようとする業務の内容 三 委託することと必要とする理由 四 委託の条件 (業務方法書の変更の認可申請) 第六十二条 機構は、法第八十九条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 変更しようとする事項及び当該変更の内容 二 変更を必要とする理由 三 その他参考となるべき事項	(業務方法書の記載事項) 第六十三条 法第八十九条第二項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 法第八十七条第一号に規定する技能実習に關し行う業務に関する事項 二 法第八十七条第二号に規定する技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)に関する事項 三 法第八十七条第三号に規定する技能実習を行うことが困難となった技能実習生であつて引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行う業務に関する事項 四 法第八十七条第四号に規定する調査及び研究に関する事項 五 その他機構の業務の執行に關して必要な事項 第四節 補則 (検査職員の身分証明書) 第六十四条 法第百条第二項において準用する法第十三条第二項の身分を示す証明書は、別記様式第二十四号によるものとする。 (定款の変更の認可申請) 第六十五条 機構は、法第百一条の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 変更しようとする事項及び当該変更の内容 二 変更を必要とする理由 三 その他参考となるべき事項 第四章 雑則 (手数料の納付方法等) 第六十六条 法第二十三条第七項(法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十一条第四項に規定する手数料は、申請書にその申請に係る手数料の額に相当する額の収入印紙を貼つて納付しなければならない。 2 法第八十五条第五項(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)又は第二十四条第五項(法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)に規定する手数料は、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによつて納付しなければならない。	3 前二項の規定により納付した手数料は、返還しない。 (権限の委任) 第六十七条 法第百四条第六項の規定により、政令第六条各号に掲げる出入国在留管理庁長官に委任された権限は、実習実施者等(法第十三条第一項に規定する実習実施者をいう。以下この条において同じ。)又は監理団体等(法第十三条第一項に規定する監理団体等をいう。以下この条において同じ。)に係る事業所その他技能実習に關係のある場所の所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、法第百四条第五項の規定により法務大臣の権限を委任された出入国在留管理庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。 2 法第百四条第六項の規定により、法第十五条第一項に規定する出入国在留管理庁長官の権限は、実習実施者等又は監理団体等に係る事業所その他技能実習に關係のある場所の所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、出入国在留管理庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。 3 法第百四条第六項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、実習実施者等又は監理団体等に係る事業所その他技能実習に關係のある場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。 一 法第十三条第一項の規定による報告徴収等 二 法第十五条第一項の規定による命令 三 法第三十五条第一項の規定による報告徴収等 四 法第三十六条第一項の規定による命令 五 法第三十七条第三項の規定による命令 (提出書類等の言語) 第六十八条 法又はこれに基づく命令の規定により法務大臣及び厚生労働大臣若しくは出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣又は機構に提出する資料が外国語により作成されているときは、その資料に日本語の翻訳文を添付しなければならない。 2 法又はこれに基づく命令の規定により法務大臣及び厚生労働大臣若しくは出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣又は機構に提出し、又は事業所に備えて置く日本語の書類に、技能実習生の署名を求める場合には、技能実習生が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求めなければならない。	(添付書類の省略) 第六十九条 法又はこれに基づく命令の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。 2 前項に規定する場合のほか、法務大臣、出入国在留管理庁長官若しくは厚生労働大臣又は機構は、特に必要がないと認めるときは、この省令の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。 附 則 (施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。 第二条 法附則第三条第二項の主務省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。 一 法附則第十二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法(以下「旧入管法」という。)別表第一の二の表の技能実習の在留資格(同表の技能実習の項の下欄第一号イに係るものに限り、法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)をもつて行う同表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動 二 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法(以下「平成二十一年改正前入管法」という。)別表第一の四の表の研修の在留資格をもつて行う同表の研修の項の下欄に掲げる活動 2 法附則第三条第三項の主務省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。 一 旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格(同表の技能実習の項の下欄第二号イに係るものに限り、法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)をもつて行う同表の技能実習の項の下欄第二号イに掲げる活動

二 平成二十一年改正前入管法別表第一の五の表の特定活動の在留資格（平成二十一年改正前入管法別表第一の四の表の研修の在留資格の下で修得した技能等に習熟するため、本邦の公私の機関との雇用契約に基づき、当該技能等に係る当該機関の業務に従事する活動（以下「技能実習特定活動」という。）を指定されたものに限る。）をもって行う技能実習特定活動

3 法附則第三条第四項の主務省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格（同表の技能実習の項の下欄第一号ロに係るものに限る、法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）をもって行う同表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動

二 平成二十一年改正前入管法別表第一の四の表の研修の在留資格をもって行う同表の研修の項の下欄に掲げる活動

4 法附則第三条第五項の主務省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格（同表の技能実習の項の下欄第二号ロに係るものに限る、法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）をもって行う同表の技能実習の項の下欄第二号ロに掲げる活動

二 平成二十一年改正前入管法別表第一の五の表の特定活動の在留資格（技能実習特定活動を指定されたものに限る。）をもって行う技能実習特定活動

（相当技能実習計画）

第三条 法附則第四条の規定により読み替えて適用される法第九条第四号に規定する主務省令で定める計画は、旧技能実習在留資格者等（法附則第三条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等をいう。）からの旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格に係る旧入管法第六条第二項、第七条の第二項、第二十条第二項若しくは第二十一条第二項の申請又は平成二十一年改正前入管法別表第一の四の表の研修の在留資格若しくは平成二十一年改正前入管法別表第一の五の表の特定活動の在留資格に係る平成二十一年改正前入管法第六条第二項、第七条の二

第一項、第二十条第二項若しくは第二十一条第二項の申請の際に地方入国管理局に提出された技能実習計画とする。

（特定就労活動に従事した者に関する特例）

第四条 特定就労活動（出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。）に従事した者（次条に規定する旧特定就労活動に従事者を除く。以下「特定就労活動従事者」という。）を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該特定就労活動従事者に係る技能実習計画（第三号技能実習に係るものに限る。）を作成し、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第十条第二項第三号トの規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

ト 第三号技能実習に係るもの
である場合にあつては、次のいずれかに該当するものであること。

（一） 第二号技能実習若しくは第二号技能実習に相当するもの（法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。以下このトにおいて同じ。）の終了後本国に一月以上一年未満の期間一時帰国してから特定就労活動（出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。以下同じ。）を開始し又は第二号技能実習若しくは第二号技能実習に相当するものの終了後引き続き特定就労活動を開始してから一年以内（特定就労活動を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している特定就労活動を再開し、かつ、当該特定就労活動の終了後本国に一年以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること）。

（二） 第二号技能実習又は第二号技能実習に相当するものの終了後本国に一年以上帰国してから特定就労活動を開始し、かつ、当該特定就労活動の終了後本国に一年以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。

動を開始し、かつ、当該特定就労活動の終了後本国に一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始するもの、又は当該特定就労活動の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。

（旧特定就労活動に従事した者に関する経過措置）

第五条 旧特定就労活動（出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。）に従事した者（以下「旧特定就労活動従事者」という。）を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該旧特定就労活動従事者に係る技能実習計画（第三号技能実習に係るものに限る。）を作成し、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第十条第二項第三号トの規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

ト 第三号技能実習に係るもの
である場合にあつては、次のいずれかに該当するものであること。

（一） 第二号技能実習の終了後本国に一月以上一年未満の期間一時帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。

（二） 第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内（特定就労活動を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している特定就労活動を再開し、かつ、当該特定就労活動の終了後本国に一年以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること）。

（三） 第二号技能実習又は第二号技能実習に相当するものの終了後本国に一年以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。

間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。

（技能実習を再開するものであること）

第六条 介護等特定活動（出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。）に従事した者（以下「介護等特定活動従事者」という。）を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該介護等特定活動従事者に係る技能実習計画（介護職種に係るものに限る。）を作成し、当該技能実習計画について法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第十条第二項第三号トの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

ト 第三号技能実習に係るものである場合にあつては、次の（一）又は（二）に該当するものであること、第三号技能実習に係るものである場合にあつては、次の（一）又は（二）及び（三）又は（四）に該当するものであること。

（一） 第二号技能実習の終了後本国に一月以上一年未満の期間一時帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。

（二） 第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内（介護等特定活動を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開し、かつ、当該介護等特定活動の終了後本国に一年以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること）。

（三） 介護等特定活動の終了後引き続き第一号技能実習を開始してから一年以内（技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開し、かつ、当該介護等特定活動の終了後本国に一年以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること）。

（四） 介護等特定活動の終了後引き続き第一号技能実習を開始してから一年以内（技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開し、かつ、当該介護等特定活動の終了後本国に一年以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること）。

る技能実習を再開するものであること。
(3) 第二号技能実習の終了後本国に一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。
(4) 第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一年以上年末満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。

附 則 (平成二九年四月七日法務省・厚生労働省令第一号)

第一条 この省令は、法の施行の日(平成二九年十一月一日)から施行する。

第二条 旧技能実習在留資格者等(法附則第三条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を用いる者(以下同じ。))を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該旧技能実習在留資格者等に係る技能実習計画(第一号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型技能実習に係るものを除く。)を作成し、当該技能実習計画について法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、この省令による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(以下「改正後規則」という。)第七条の規定の適用については、当分の間、同条第七号中「第二号技能実習」とあるのは「第二号技能実習に相当するもの(法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。次号において同じ。)」と、同条第八号中「第一号技能実習に係る技能実習計画」とあるのは「第一号技能実習に相当するもの(法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの及び同条第四項の主務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。)」と、同条第九号に規定する相当技能実習計画をいう。以下この号において同じ。」と、「第二号技能実習に係る技能実習計画」とある

のは「第二号技能実習に相当するものに係る相当技能実習計画」とする。
(技能実習計画の添付書類に関する経過措置)
第三条 旧技能実習在留資格者等を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該旧技能実習在留資格者等に係る技能実習計画を作成し、当該技能実習計画について法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、改正後規則第八条の規定の適用については、当分の間、同条第二十二号中「基礎級」とあるのは、「基礎級(職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令(平成二九年厚生労働省令第五十七号)による改正前の基礎二級を含む。)」とする。

2 旧技能実習在留資格者等を雇用する者又は雇用しようとする者が、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、改正後規則第八条の規定の適用については、当分の間、同条第二十五号中「技能実習生」とあるのは、「技能実習生(技能実習に相当するもの(法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。))を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。)」とする。
(技能実習の目標及び内容の基準に関する経過措置)

第四条 旧技能実習在留資格者等を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該旧技能実習在留資格者等に係る技能実習計画を作成し、当該技能実習計画について法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、改正後規則第十条の規定の適用については、当分の間、同条第二第三号中「第二号技能実習」とあるのは「第二号技能実習に相当するもの(法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。)」と、同項第四号中「第一号技能実習」とあるのは「第一号技能実習に相当するもの(法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの及び同条第四項の主務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。)」と、「第一号技能実習を行わせた者」とあるのは「第一号技能実習に相当するものを行わせた者」とする。
法附則第十二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実

習の在留資格(法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。))又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法(以下この項において「平成二十一年改正前入管法」という。))別表第一の四の表の研修の在留資格若しくは平成二十一年改正前入管法別表第一の五の表の特定活動の在留資格(平成二十一年改正前入管法別表第一の四の表の研修の在留資格の下で修得した技能等に習熟するため、本邦の公私の機関との雇用契約に基づき、当該技能等に係る当該機関の業務に従事する活動を指定されたものに限る。)をもつて在留したことがある者を雇用する者又は雇用しようとする者が、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、改正後規則第十条の規定の適用については、当分の間、同条第二第三号中「同じ技能実習」とあるのは「同じ技能実習(技能実習に相当するもの(法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。))を含む。以下この項において同じ。)」と、「第一号技能実習」とあるのは「第一号技能実習(第一号技能実習に相当するもの(同条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。))を含む。以下この項において同じ。)」と、「第二号技能実習」とあるのは「第二号技能実習(第二号技能実習に相当するもの(同条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。))を含む。以下この項において同じ。)」と、同条第六号中「第二号技能実習生が第二号技能実習」とあるのは、「第二号技能実習生(第二号技能実習に相当するもの(法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。))を含む。以下この号において同じ。))を行う同条第二項に規定する

習の在留資格(法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。))又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法(以下この項において「平成二十一年改正前入管法」という。))別表第一の四の表の研修の在留資格若しくは平成二十一年改正前入管法別表第一の五の表の特定活動の在留資格(平成二十一年改正前入管法別表第一の四の表の研修の在留資格の下で修得した技能等に習熟するため、本邦の公私の機関との雇用契約に基づき、当該技能等に係る当該機関の業務に従事する活動を指定されたものに限る。)をもつて在留したことがある者を雇用する者又は雇用しようとする者が、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、改正後規則第十条の規定の適用については、当分の間、同条第二第三号中「同じ技能実習」とあるのは「同じ技能実習(技能実習に相当するもの(法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。))を含む。以下この項において同じ。)」と、「第一号技能実習」とあるのは「第一号技能実習(第一号技能実習に相当するもの(同条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。))を含む。以下この項において同じ。)」と、「第二号技能実習」とあるのは「第二号技能実習(第二号技能実習に相当するもの(同条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。))を含む。以下この項において同じ。)」と、同条第六号中「第二号技能実習生が第二号技能実習」とあるのは、「第二号技能実習生(第二号技能実習に相当するもの(法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。))を含む。以下この号において同じ。))を行う同条第二項に規定する

旧技能実習在留資格者等を含む。))が第二号技能実習(第二号技能実習に相当するものを含む。)」とする。
(技能実習責任者の選任に関する経過措置)
第六条 平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後規則第十三条中「あり、かつ、過去三年以内に技能実習責任者に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者」とあるのは、「ある者」とする。
(技能実習生の数に関する経過措置)
第七条 旧技能実習在留資格者等を雇用する者又は雇用しようとする者が、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、改正後規則第十六条の規定の適用については、当分の間、同条第一号中「第一号技能実習生」とあるのは「第一号技能実習生(第一号技能実習に相当するもの(法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの及び同条第四項の主務省令で定めるものをいう。第四項において同じ。))を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。以下この条において同じ。)」と、「技能実習生」とあるのは「技能実習生(技能実習に相当するもの(法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。))を含む。以下この条において同じ。))を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。以下この条において同じ。)」と、同条第二号中「企業単独型技能実習生(企業単独型技能実習に相当するもの(法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの及び同条第三項の主務省令で定めるものをいう。))を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。)」と、同条第四項中「定める技能実習」とあるのは「定める技能実習(技能実習に相当するもの(法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。))を含む。以下この項において同じ。)」と、同項第一号中「第一号技能実習又は第二号技能実習」とあるのは「第一号技能実習(第一号技能実習に相当するものを含む。))又は第二号技能

旧技能実習在留資格者等を含む。))が第二号技能実習(第二号技能実習に相当するものを含む。)」とする。
(技能実習責任者の選任に関する経過措置)
第六条 平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後規則第十三条中「あり、かつ、過去三年以内に技能実習責任者に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者」とあるのは、「ある者」とする。
(技能実習生の数に関する経過措置)
第七条 旧技能実習在留資格者等を雇用する者又は雇用しようとする者が、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、改正後規則第十六条の規定の適用については、当分の間、同条第一号中「第一号技能実習生」とあるのは「第一号技能実習生(第一号技能実習に相当するもの(法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの及び同条第四項の主務省令で定めるものをいう。第四項において同じ。))を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。以下この条において同じ。)」と、「技能実習生」とあるのは「技能実習生(技能実習に相当するもの(法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。))を含む。以下この条において同じ。))を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。以下この条において同じ。)」と、同条第二号中「企業単独型技能実習生(企業単独型技能実習に相当するもの(法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの及び同条第三項の主務省令で定めるものをいう。))を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。)」と、同条第四項中「定める技能実習」とあるのは「定める技能実習(技能実習に相当するもの(法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。))を含む。以下この項において同じ。)」と、同項第一号中「第一号技能実習又は第二号技能実習」とあるのは「第一号技能実習(第一号技能実習に相当するものを含む。))又は第二号技能

実習（第二号技能実習に相当するものを含む。以下この項において同じ。）とする。

2 特定旧技能実習在留資格者等（農業を営む機関（法人を除く。）又は漁業を営む機関（船上において行う漁業を営むものを除く。）であつて常勤の職員の総数が一であるものに受け入れられている旧技能実習在留資格者等をいう。以下この項において同じ。）を雇用する者が、当該特定旧技能実習在留資格者等に係る技能実習計画を作成し、当該技能実習計画について法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、改正後規則第十六条の規定の適用については、改正後規則第二号中「次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数（その数が申請者の常勤の職員の総数を超えるときは、当該常勤の職員の総数）とあるのは「二」と、「同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数を超えるときは、当該常勤の職員の総数に二を乗じて得た数）」とあるのは「四」と、同条第二項第二号中「同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数を超えるときは、当該常勤の職員の総数）」とあるのは「二」と、「同表の下欄に定める数に四を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数を超えるときは、当該常勤の職員の総数に二を乗じて得た数）」とあるのは「四」とする。

（外部役員及び外部監査人に関する経過措置）
第八条 平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後規則第三十条第二項第一号及び第五項第一号の規定は、適用しない。

2 改正後規則第三十条の規定の適用については、改正後規則第二号第二項第二号中「技能実習」とあるのは、「技能実習（技能実習に相当するもの（法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。）を含む。第五項第二号チにおいて同じ。））」とする。

（監理団体の業務の実施に関する基準に関する経過措置）

第九条 改正後規則第五十二条の規定の適用については、当分の間、同条第九号中「第二号団体監理型技能実習生が第二号団体監理型技能実習」とあるのは、「第二号団体監理型技能実習（第二号団体監理型技能実習に相当するもの（法附則第三条第五項の主務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。）が第二号団体監理型技能実習（第二号団体監理型技能実習に相当するものを含む。）とする。

（監理責任者に関する経過措置）
第十条 平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後規則第五十三条第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二十九年七月一日四日法務省・厚生労働省令第三号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年九月二十九日法務省・厚生労働省令第五号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年一月二三日法務省・厚生労働省令第六号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年一月三日法務省・厚生労働省令第七号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年二月六日法務省・厚生労働省令第八号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年二月二六日法務省・厚生労働省令第九号）
 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

附則（平成三〇年一月九日法務省・厚生労働省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年七月六日法務省・厚生労働省令第二号）
 （施行期日）
 この省令は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

1 この省令は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成三〇年一月二二日法務省・厚生労働省令第三号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年一月一三日法務省・厚生労働省令第四号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年一月一六日法務省・厚生労働省令第五号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三一年三月二五日法務省・厚生労働省令第一号）
 （施行期日）
 第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による技能実習計画の認定の申請、監理団体の更新の申請は、それぞれこの省令による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）に規定する様式による技能実習計画の認定の申請、監理団体の許可の有効期間の更新の申請とみなす。

第三条 旧規則の規定による別記様式第1号及び別記様式第11号の申請書は、この省令の施行後においても当分の間、それぞれ新規則の規定による別記様式第1号及び別記様式第11号の申請書とみなす。

第四条 旧規則の規定による別記様式第6号及び別記様式第20号の立入検査証は、この省令の施行後においても当分の間、それぞれ新規則の規定による別記様式第6号及び別記様式第20号の立入検査証とみなす。

第五条 この省令の施行前に、旧規則の規定により交付された別記様式第6号及び別記様式第20号の立入検査証の効力については、なお従前の例による。

附則（平成三一年三月二六日法務省・厚生労働省令第二号）
 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（令和元年六月二八日法務省・厚生労働省令第三号）
 （施行期日）
 第一条 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「旧省令」という。）に規定する様式による申請及び報告（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「新省令」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

附則（令和元年九月一三日法務省・厚生労働省令第五号）
 （施行期日）
 1 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条本文に規定する日から施行する。

（経過措置）
第一条 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「旧省令」という。）に規定する様式による申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「新省令」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

附則（令和元年九月一三日法務省・厚生労働省令第五号）
 （施行期日）
 1 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条本文に規定する日から施行する。

（施行期日）
第一条 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「旧省令」という。）に規定する様式による申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「新省令」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

第四条 この省令の施行前に、旧省令の規定により交付され又は作成された通知書、許可証その他の文書の効力については、なお従前の例による。

附則（令和元年九月六日法務省・厚生労働省令第四号）
 （施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「旧省令」という。）に規定する様式による申請及び報告（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「新省令」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

附則（令和元年九月六日法務省・厚生労働省令第四号）
 （施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「旧省令」という。）に規定する様式による申請及び報告（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「新省令」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

附則（令和元年九月一三日法務省・厚生労働省令第五号）
 （施行期日）
 1 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条本文に規定する日から施行する。

（経過措置）
第一条 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「旧省令」という。）に規定する様式による申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「新省令」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

附則（令和元年九月一三日法務省・厚生労働省令第五号）
 （施行期日）
 1 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条本文に規定する日から施行する。

（経過措置）
第一条 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「旧省令」という。）に規定する様式による申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「新省令」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用するができる。

附 則（令和元年十一月八日法務省・厚生労働省令第六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年二月二五日法務省・厚生労働省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月二三日法務省・厚生労働省令第二号）
この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の日前に行われた外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第八条第一項及び第十一条第一項の認定の申請に係る同法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、なお従前の例による。

附 則（令和二年三月二七日法務省・厚生労働省令第三号）
（施行期日）
1 この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和二年三月三十日。次項において「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条の規定は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十四号）の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。

（経過措置）
2 第一条の規定による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下この項において「新規規則」という。）第三十三条第一項の規定は、施行日以後に職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）第一条に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この項において「違反行為」という。）をした場合（団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型技能実習を行わせようとする者をいう。）が新規規則第三十三条第一項第一号イに該当する場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において当該違反行為と同一の規定に違反する行為をしたことがある場合に限る。）にあつては、当該同一の規定に違反する行為を施行日以後にした場合）について適用する。

2 第一条の規定による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下この項において「新規規則」という。）第三十三条第一項の規定は、施行日以後に職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）第一条に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この項において「違反行為」という。）をした場合（団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型技能実習を行わせようとする者をいう。）が新規規則第三十三条第一項第一号イに該当する場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において当該違反行為と同一の規定に違反する行為をしたことがある場合に限る。）にあつては、当該同一の規定に違反する行為を施行日以後にした場合）について適用する。

（施行期日）
1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用するができる。

附 則（令和三年七月二九日法務省・厚生労働省令第五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年四月二五日法務省・厚生労働省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年八月一六日法務省・厚生労働省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年一月八日法務省・厚生労働省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年二月二六日法務省・厚生労働省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定は、この省令の施行の際現に行われている技能実習計画の認定の申請についても適用する。

附 則（令和三年三月一六日法務省・厚生労働省令第三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月二六日法務省・厚生労働省令第四号）
この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年七月二九日法務省・厚生労働省令第五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年四月二五日法務省・厚生労働省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年八月一六日法務省・厚生労働省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用するすることができる。

附 則（令和四年九月三〇日法務省・厚生労働省令第三号）
この省令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（令和五年一月三一日法務省・厚生労働省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の様式は、この省令の施行の日以後に終了する技能実習事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に終了した技能実習事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和五年三月三一日法務省・厚生労働省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
1 この省令は、令和五年六月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の日前に行われた外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第二十三条第一項の許可の申請、同法第三十一条第二項の許可の有効期間の更新の申請及び同法第三十二条第一項の許可の申請に係る同法第二十五条第一項第二号の許可の基準については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の日前に行われた外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第八条第一項及び第十一条第一項の認定の申請に係る同法第九条第二号の認定の基準については、なお従前の例による。

附 則（令和五年七月二四日法務省・厚生労働省令第三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年一〇月三一日法務省・厚生労働省令第四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年一〇月三一日法務省・厚生労働省令第五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年五月三〇日法務省・厚生労働省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年六月十日）から施行する。

別表第一
一 農業関係（二職種六作業）

職種	作業	試験	試験実施者
耕種	施設園芸	農業技術試験	一般社団法人全国農業会議所
	畑作・野菜	農業技術試験	一般社団法人全国農業会議所
畜産	果樹	農業技術試験	一般社団法人全国農業会議所
	養豚	農業技術試験	一般社団法人全国農業会議所
農業	養鶏	農業技術試験	一般社団法人全国農業会議所
	酪農	農業技術試験	一般社団法人全国農業会議所

二 漁業関係（二職種十作業）

$$\frac{1}{2} \left(\frac{1}{2} \right) = \frac{1}{4}$$

[illegible]

職種	四																		職種																																										
	食品製造関係（十一職種十八作業）																																																												
職 種	作 業	築炉	工	建設機械施	表装	ント施工	ウエルポイ	ト圧送施工	コンクリー	防水施工	サッシ施工	工	内装仕上	熱絶縁施工	配管	左官	かわらぶき	タイル張り	石材施工	とび	鉄筋施工	型枠施工	建築大工	建具製作	和機器施工	冷凍空気調	建築板金	さく井	作業																																
																														築炉作業	締固め作業	掘削作業	積込み作業	押土・整地作業	壁装作業	ウエルポイント工事作業	コンクリート圧送工事作業	シーリング防水工事作業	ビル用サッシ施工作業	カーテン工事作業	ボード仕上	鋼製下地工事作業	カーペット系床仕上	プラスチック系床仕上	保温保冷工事作業	プラント配管作業	建築配管作業	左官作業	かわらぶき作業	タイル張り作業	石張り作業	石材加工作業	鉄筋組立て作業	型枠工事作業	大工工事作業	木製建具手加工作業	冷凍空気調和機器施工作業	内外装板金作業	ダクト板金作業	ロータリー式さく井工事作業	パーカッション式さく井工事作業

缶詰巻締	食鳥処理加工業	加熱性水産加工食品製造業	非加熱性水産加工食品製造業	水産練り製品製造	牛豚食肉処理加工業	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	パン製造	そう菜製造業	農産物漬物製造業	医療・福祉施設給食製造	繊維・衣服関係（十三職種二十二作業）	職種	紡績運転	織布運転	染色	ニット製品製造	たて編ニット生地製造	婦人子供服製造							
缶詰巻締	食鳥処理加工作業	節類製造	加熱乾製品製造 調味加工品製造 くん製品製造 塩蔵品製造	乾製品製造 発酵食品製造 調理加工品製造 生食用加工品製造	牛豚部分肉製造作業	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業	パン製造作業	そう菜加工作業	農産物漬物製造	医療・福祉施設給食製造		作業	前紡工程作業	精紡工程作業	巻糸工程作業	合ねん糸工程作業	準備工程作業	製織工程作業	仕上工程作業	糸浸染作業	織物・ニット浸染作業	靴下製造作業	丸編みニット製造作業	たて編ニット生地製造作業	婦人子供既製服縫製作業

†

別記 八

別記別記様式第1号（第4条第1項関係）

[illegible][illegible][illegible]

(注意)
予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

別記様式第1号（第4条第1項関係）

(日本国憲法第98条第2項)																																					
第 憲 法 下 安 法 (2 年 次)																																					
立憲憲法教育の中心となる事項を記す ① 憲法精神 ② 皇室関係 ③ 国権の統一 ④ 地方自治 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">第 一 章</th> <th rowspan="2">第 二 章</th> <th rowspan="2">第 三 章</th> <th rowspan="2">第 四 章</th> <th rowspan="2">第 五 章</th> <th rowspan="2">第 六 章</th> <th rowspan="2">第 七 章</th> <th rowspan="2">第 八 章</th> <th rowspan="2">第 九 章</th> <th rowspan="2">第 十 章</th> <th rowspan="2">第 十 一 章</th> <th rowspan="2">第 十 二 章</th> </tr> <tr> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立憲憲法教育の中心となる事項を記す</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>													第 一 章	第 二 章	第 三 章	第 四 章	第 五 章	第 六 章	第 七 章	第 八 章	第 九 章	第 十 章	第 十 一 章	第 十 二 章	立憲憲法教育の中心となる事項を記す												
	第 一 章	第 二 章	第 三 章	第 四 章	第 五 章	第 六 章	第 七 章	第 八 章	第 九 章	第 十 章	第 十 一 章														第 十 二 章												
立憲憲法教育の中心となる事項を記す																																					
1	立憲憲法教育の中心となる事項を記す ① 憲法精神 ② 皇室関係 ③ 国権の統一 ④ 地方自治 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">第 一 章</th> <th rowspan="2">第 二 章</th> <th rowspan="2">第 三 章</th> <th rowspan="2">第 四 章</th> <th rowspan="2">第 五 章</th> <th rowspan="2">第 六 章</th> <th rowspan="2">第 七 章</th> <th rowspan="2">第 八 章</th> <th rowspan="2">第 九 章</th> <th rowspan="2">第 十 章</th> <th rowspan="2">第 十 一 章</th> <th rowspan="2">第 十 二 章</th> </tr> <tr> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立憲憲法教育の中心となる事項を記す</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>												第 一 章	第 二 章	第 三 章	第 四 章	第 五 章	第 六 章	第 七 章	第 八 章	第 九 章	第 十 章	第 十 一 章	第 十 二 章	立憲憲法教育の中心となる事項を記す												
	第 一 章	第 二 章	第 三 章	第 四 章	第 五 章	第 六 章	第 七 章	第 八 章	第 九 章	第 十 章	第 十 一 章														第 十 二 章												
立憲憲法教育の中心となる事項を記す																																					
2																																					
3																																					
4																																					
5																																					
6																																					
7																																					
8																																					
9																																					
10																																					
11																																					
12																																					
13																																					
14																																					
15																																					
16																																					
17																																					
18																																					
19																																					
20																																					
21																																					
22																																					
23																																					
24																																					
25																																					
26																																					
27																																					
28																																					
29																																					
30																																					
31																																					
32																																					
33																																					
34																																					
35																																					
36																																					
37																																					
38																																					
39																																					
40																																					
41																																					
42																																					
43																																					
44																																					
45																																					
46																																					
47																																					
48																																					
49																																					
50																																					
51																																					
52																																					
53																																					
54																																					
55																																					
56																																					
57																																					
58																																					
59																																					
60																																					
61																																					
62																																					
63																																					
64																																					
65																																					
66																																					
67																																					
68																																					
69																																					
70																																					
71																																					
72																																					
73																																					
74																																					
75																																					
76																																					
77																																					
78																																					
79																																					
80																																					
81																																					
82																																					
83																																					
84																																					
85																																					
86																																					
87																																					
88																																					
89																																					
90																																					
91																																					
92																																					
93																																					
94																																					
95																																					
96																																					
97																																					
98																																					
99																																					
100																																					

別記様式第1号（第4条第1項関係）

[illegible][illegible]

別記様式第2号（第5条第2項関係）

[illegible]

別記様式第4号（第18条第1項関係）

[illegible][illegible]

[illegible]

（式例）年次報告書（2008年度）

（日本経済産業省作成）

年次報告書提出書類	
-----------	--

東京 青森 岩手 秋田 山形 宮城 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 徳島 香川 高松 愛媛 高知 福岡 佐賀 大分 熊本 鹿儿岛 沖縄

年 月 日

入居支援事業協議 理事長 殿

国庫事務

入居支援事業の公正な実施及び入居支援事業の促進に関する法律第15条の規定により下記事項を報告いたします。

— 記 —

（平成25年度） 入居支援事業別	
支所別	① —————（国庫額 — — — —）
入居支援事業別	国庫支援金別
入居支援事業別	入居支援金別
	年 月 日

【補足】は、記載しないこと。

【注】は、国庫より交付された国庫費の総額を、国庫に国庫費を交付する場合には国庫の国庫費の総額を記載すること、また、国庫費が交付された国庫に交付することにより、国庫に、国庫の（交付額より）上乗金、国庫費を交付すること、

【注】は、国庫に支払われる国庫費の額、国庫の国庫費を記載すること、その国庫費の国庫費は、

なお、この点に関する資料は、私の持つところのものをすべて資料から起こしつづかひければ、津波及び地震の発生原因にたいして事實を究明するに資するものがある。この点については、事實を究明し、その点の明白となつたものと知られたもの資料から見て二月の月報に、国を代表して上院に提出して閣内代表者とする資料となす。その点の明白となし、その事實を究明するに資するもの。なお、事實を究明した場合には、私の資料を提出し、その事實を究明するに資するものと知られたもの資料から見て二月の月報に、国を代表して上院に提出して閣内代表者とする資料となす。

ただし、上記の資料提出の際に、この点の事實を究明した場合には、その事實を究明するに資するものと知られたもの資料から起こしつづかひければ、津波及び地震の発生原因にたいして事實を究明するに資するものがある。この点については、事實を究明し、その点の明白となつたものと知られたもの資料から見て二月の月報に、国を代表して上院に提出して閣内代表者とする資料となす。その点の明白となし、その事實を究明するに資するもの。なお、事實を究明した場合には、私の資料を提出し、その事實を究明するに資するものと知られたもの資料から見て二月の月報に、国を代表して上院に提出して閣内代表者とする資料となす。

別記様式第14号（第38条第1項関係）別記様式第15号（第38条第2項関係）別記様式第16号(第43条第1項関係)

別記様式第17号(第47条第1項及び第2項関係)

[illegible]

- 別記様式第19号
-
- (第49条第1項関係)

申請書様式第19号（国・公・私関係）

（日本・海外兼用）

印 押捺（本人捺印・捺印番号）	
-----------------	--

事 業 興 業 課 長 官
 事 業 興 業 課 長 官

年 月 日

外国人技術実習指導 指導書 宛

送 附 書

外国人の技術実習の進め方、実施及び技術実習生の帰国に関する法律（実習促進法）の規定により下記の
とおり指導をお願いします。

宛

1. 実習番号			
2. 実習開始日	年	月	日
3. 監務 団体	（法人名）		
	代表者		
住所	〒		（電話番号 — — — ）
4. 監務 を行う 事業所	（法人名）		
	代表者		
住所	〒		（電話番号 — — — ）
5. 帰国先又は帰国する予定日	年	月	日
6. 帰国先に関する範囲及び禁止期間			
帰国先又は帰国する理由			

①年費管理費徴収者の変更 番号		
②年費徴収管理費課税 番号		
③氏名又は名称		
④ 実 務 理 由 を 記 述 す る 場 所 に 依 る 事 由	⑤ 理由	
	⑥ 理由	
	⑦ 理由	
	⑧ 理由	
	⑨ 理由	
	⑩ 理由	
	⑪ 理由	
	⑫ 理由	
	⑬ 理由	
	⑭ 理由	

①年費管理費徴収者の変更
②年費徴収管理費課税
③氏名又は名称
④ 実 務
理 由
を
記
述
す
る
場
所
に
依
る
事
由
⑤ 理由
⑥ 理由
⑦ 理由
⑧ 理由
⑨ 理由
⑩ 理由
⑪ 理由
⑫ 理由
⑬ 理由
⑭ 理由

別記様式第20号（第50条関係）

別記様式第20号（第50条関係）

第1項

第2項

第3項

第4項

第5項

第6項

第7項

第8項

第9項

第10項

第11項

第12項

第13項

第14項

第15項

第16項

第17項

第18項

第19項

第20項

第21項

第22項

第23項

第24項

第25項

第26項

第27項

第28項

第29項

第30項

第31項

第32項

第33項

第34項

第35項

第36項

第37項

第38項

第39項

第40項

第41項

第42項

第43項

第44項

第45項

第46項

第47項

第48項

第49項

第50項

第51項

第52項

第53項

第54項

第55項

第56項

第57項

第58項

第59項

第60項

第61項

第62項

第63項

第64項

第65項

第66項

第67項

第68項

第69項

第70項

第71項

第72項

第73項

第74項

第75項

第76項

第77項

第78項

第79項

第80項

第81項

第82項

第83項

第84項

第85項

第86項

第87項

第88項

第89項

第90項

第91項

第92項

第93項

第94項

第95項

第96項

第97項

第98項

第99項

第100項

別記様式第21号（第51条第1項関係）

別記様式第21号（第51条第1項関係）

第1項

第2項

第3項

第4項

第5項

第6項

第7項

第8項

第9項

第10項

第11項

第12項

第13項

第14項

第15項

第16項

第17項

第18項

第19項

第20項

第21項

第22項

第23項

第24項

第25項

第26項

第27項

第28項

第29項

第30項

第31項

第32項

第33項

第34項

第35項

第36項

第37項

第38項

第39項

第40項

第41項

第42項

第43項

第44項

第45項

第46項

第47項

第48項

第49項

第50項

第51項

第52項

第53項

第54項

第55項

第56項

第57項

第58項

第59項

第60項

第61項

第62項

第63項

第64項

第65項

第66項

第67項

第68項

第69項

第70項

第71項

第72項

第73項

第74項

第75項

第76項

第77項

第78項

第79項

第80項

第81項

第82項

第83項

第84項

第85項

第86項

第87項

第88項

第89項

第90項

第91項

第92項

第93項

第94項

第95項

第96項

第97項

第98項

第99項

第100項

第 1 表 平成 24 年度（昭和 64 年度）環境調査

（日本経済新聞社）

	国 道 沿 道 住 民 世 帯 等
--	--

電 話 番 号 表

年 月 日

記 号 説 明

外国人の選挙権を有する国籍及び選挙権を有する国籍に関する法律に基づき、外国人の
 うち選挙権を有する者を出します。

記

1. 選挙番号 (ふりがな) 選挙区別(市町村)	
2. 区 画 事業番号 (ふりがな) 事業名称	(ふりがな) 区画名称又は名称
3. 事業別記号番号 3.1 事業別番号 (ふりがな) 事業別名称	(ふりがな) 事業別名称
4. 電話番号 4.1 電話番号 (ふりがな) 電話番号	〒 — — — (電 話 — — —) 住居用電話番号 法人(個人) 宅、第 2 人(個人)、第 3 人(個人) 事業用電話番号 住居用電話番号
5. 電話番号 5.1 電話番号 (ふりがな) 電話番号	〒 — — — (電 話 — — —) 第 4 人(個人) 住居用電話番号

[illegible]

(注1)
1 事件欄には、記載しないこと。
2 事件の記については、事業計画番号がある場合に記載すること。
3 事業の記については、事業計画の事業の記に、能力の実績を有する管理職の氏名を記載すること。
4 事業の記については、事業が行なわれる事業計画の記の決定者（社長）と氏名を記載すること。
5 上記記載事項の全てを記載することがないことは、同時に「別紙の(ウ)」と記載し、別紙を添付すること。
5 12欄には、技術習得が従事する業務の種別、外国人の技術習得の適正な実施及び技術習得の生じ得る法律関係の取扱い等について説明する方法として記載を行うことができるが、その場合は、その旨を記載すること。
5 13欄には、「当該事業計画の進捗状況について」を評価する欄として評価を記載すること。
5 14欄には、修業に必要となる資格、職名及び修業先を記載すること。その修業事項が完了した、修せし記載すること。

[illegible][illegible]

